



# ひがしなるせ

## 議会だより

発行 No. 129  
平成15年7月22日



|                        |    |
|------------------------|----|
| こんなことが決まりました……………      | 2  |
| 主な予算・条例など……………         | 4  |
| 一般質問に3人が登壇……………        | 6  |
| 村長の行政報告……………           | 9  |
| こんな質疑が……………            | 10 |
| 私もひとこと(手倉・菅原咲子さん)…………… | 12 |

## シャボン玉 とんだ



作業(平良平寿会)

# こんなことが 決まりました

六月十八日から二十日までの会期で定例会が開かれ、平成十五年度の各会計補正予算や、成瀬ダム用地関連の財産処分、そして条例改正案などが提出された。

会期の最終日には、議員発議による国の機関などへの意見書が提出され、これらすべての議案などは原案可決・承認された。

## 6月定例会

### 国保税条例を改正

算定基礎数値等の著しい変動に伴い、国保税を次のように引き上げる改正をした。なお、今回の改正では「中間所得者層」の負担軽減を図るため、応益割合の率を四十五%台から五十%に近づけた。

| ◆医療費分    |                 |
|----------|-----------------|
| 被保険者均等割額 | 二万三百円 ↓ 二万二千七百円 |
| 世帯平均割額   | 二万九百円 ↓ 二万三千三百円 |
| 所得割額算定税率 | 六・七〇% ↓ 六・五〇%   |
| 資産割額算定税率 | 十六・五〇% ↓ 十六・〇〇% |
| ◆介護保険分   |                 |
| 被保険者均等割額 | 四千五百円 ↓ 五千八百円   |
| 世帯平均割額   | 三千七百円 ↓ 四千七百円   |
| 所得割額算定税率 | 〇・七五% ↓ 〇・九五%   |



住民生活課国保担当窓口



## 成瀬ダム用地の財産処分

成瀬ダム建設事業用地について次のとおり売り払いすることとした

- ◆土地
  - ・面積……………約十九万七千四百三十一㎡
  - ・処分予定価格……………三億四千二百四十八万七千七百七十六円
- ◆立木等
  - ・数量……………二万四千五百四十二本
  - ・処分予定価格……………六千五百十六万九百三十三円
- ◆合計処分予定価格……………四億七千六百六十四万二千六百七十九円
- ◆処分の方法……………随意契約
- ◆契約の相手方……………秋田県湯沢市関口字上寺沢六十四番地二  
国土交通省東北地方整備局  
湯沢河川国道事務所長 高橋 定雄



新設される宮田上林線の起点

## にぎやかな共同

### 給食センター設置条例を改正

来年度から学校給食センターをジュネス栗駒スキー場の「ジョリフェーム内」に移転し、調理業務及び搬送業務を秋田栗駒リゾート株式会社へ委託することとした。

### 住民票等の手数料条例を改正

八月二十五日からの住民基本台帳ネットワークシステムの二次サービス開始に伴い、広域交付の住民票及び住民基本台帳カードの交付に関する手数料を新たに制定した。

### 村道路線の変更

国道三四二号線田子内バイパスより分岐し、小学校横を経由して役場前から村道田子内旧国道線を通り、現在の「上林線」に接続して中学校を経て再び国道三四二号線に接続するまでを「宮田上林線」とする。

### 秋田県に意見書を提出

「森林環境保全整備事業に

係る予算確保」について、

村では昨年度、五ヶ年にわたる森林施策計画を策定した。

村の事業計画も二年目を迎え、国の関連予算も増額されたが、県の予算が大幅削減となり見直しが必要な状況となった。

素材生産のみならず環境対策としての森林整備事業を実施するには、現在の予算額では不十分であり、「国費に対応する県の予算確保」についての意見書を、東成瀬村議会として知事と県議会議長に送付した。

# 地域間交流施設整備事業など 7億6千523万円追加の一般会計補正予算を可決

※歳出に関する主な質疑は10～11ページに掲載

| 案 件                                 |
|-------------------------------------|
| 国民健康保険税条例の一部改正<br>(2ページに関連記事を掲載)    |
| 手数料条例の一部改正<br>(3ページに関連記事を掲載)        |
| 学校給食センター設置条例の一部改正<br>(3ページに関連記事を掲載) |
| 財産処分<br>(3ページに関連記事を掲載)              |
| 村営土地改良事業(入道地区基盤整備促進事業)分担金の徴収        |
| 村道路線の変更<br>(3ページに関連記事を掲載)           |

- ◎地域間交流施設設計等委託料・・・・・・・・・・421万円
- ◎地域間交流施設情報通信システム・・・・・・・・600万円
- ◎地域間交流施設工事・・・・・・・・・・9,439万円
- ◎地域間交流施設備品・・・・・・・・・・680万円



地域間交流施設として生まれ変わる旧樺川小学校校舎

## 皆さんからの請願・陳情

6月定例会に提出された陳情等はすべて採択と決定し、国など各関係機関に意見書を送付した。

- ◆清潔で公正・公平な国民奉仕を貫く公務員制度の確立を求める陳情  
秋田県労働組合総連合 議長 鈴木政隆
- ◆義務教育費国庫負担制度堅持及び少人数学級推進、地方税財源・教育予算の拡充についての陳情  
秋田県教職員組合 執行委員長 大友武夫 外1名
- ◆主食・米に対する国の責任を全面的に放棄する食糧法「改正」案の撤回を求める陳情  
農民運動秋田県連合会 委員長 佐藤長右衛門
- ◆新たな米政策改革等に関する要請  
こまち農業協同組合 代表理事組合長 岩井川光雄
- ◆「三位一体の改革」の早期実現に関する要請  
全国町村議会議長 会長 安原保元

# 主な予算・条例など

※すべての案件が原案どおり可決・承認された

## 15年度一般会計補正予算の主なもの

- ◎雪冷房施設設計委託等料追加・・・・・・・・・・145万円
- ◎雪冷房施設工事費追加・・・・・・・・・・6,000万円
- ◎雪冷房施設備品購入費・・・・・・・・・・298万円
- ◎情報化対策委託料追加・・・・・・・・・・421万円
- ◎情報化対策リース料追加・・・・・・・・・・160万円
- ◎長寿祝金減・・・・・・・・・・△144万円
- ◎介護保険特別会計（介護サービス事業）繰出金減  
・・・・・・・・・・△630万円
- ◎下水道事業特別会計繰出金追加・・・・・・・・・・144万円
- ◎森林整備計画推進事業補助金追加・・・・・・・・・・250万円
- ◎クワッドリフト等の修理・・・・・・・・・・1,743万円
- ◎道路維持工事費追加・・・・・・・・・・300万円
- ◎道路新設改良工事費追加・・・・・・・・・・250万円
- ◎カントリーパーク工事費追加・・・・・・・・・・2,250万円
- ◎財政調整基金積立金・・・・・・・・・・40,764万円
- ◎スポーツ講演会・・・・・・・・・・100万円
- ◎多目的グランド用地購入・・・・・・・・・・3,018万円
- ◎小学校給食搬入口増築工事・・・・・・・・・・800万円
- ◎給食施設工事・・・・・・・・・・7,200万円
- ◎給食施設備品・・・・・・・・・・1,354万円



給食センターは来年度からジョリフェームへ移転

| 案 件  |
|--|
| 15年度一般会計補正予算<br>〈7億6千523万8千円 追加〉               |
| 15年度国保特別会計（事業勘定）補正予算<br>〈19万9千円 追加〉            |
| 15年度国保特別会計（直営診療施設勘定）<br>補正予算<br>〈95万7千円 追加〉    |
| 15年度老人保健特別会計補正予算<br>〈466万5千円 追加〉               |
| 15年度介護保険特別会計（保険事業勘定）<br>補正予算<br>〈345万7千円 追加〉   |
| 15年度介護保険特別会計（介護サービス事業<br>勘定）補正予算<br>〈342万円 追加〉 |
| 15年度簡易水道事業特別会計補正予算<br>〈24万3千円 減額〉              |
| 15年度下水道事業特別会計補正予算<br>〈144万2千円 追加〉              |
| 専決処分<br>14年度東成瀬村繰越明許費繰越計算書<br>〈一般会計分〉          |

佐々木 健 夫 議員

# 市町村合併関連について

## 村長/一貫したリーダーシップで対応



**問** 他市町村長が、相手市町村名を表明している時点でも村長は合併すべき、すべきでないとも言わなかった。もつとリーダーシップを取るべきではなかったか。

**答** 座談会出席者は、各集落で一回延三百人、四地区で一回延二百七人のみであった。もつと詳しく説明した場合とのアンケートとは違った結果が出たとも考えられる。

**村長** 合併は、自治体が自主判断でやるという大前提でこの考えをブシることなく貫いてきたリーダーシップがあったと考える。

また、座談会等でも資料提示し、住民の理解を得てアンケート調査をした結果であった。

**自立できない見通しでも合併を考えないか**

**問** 資料では、村の存続が心配なほど厳しい。行革を断行した結果単独村でやっていけない見通しの場合でも合併は考えないか。

**村長** 交付税減など国の制度が縮小されて自立計画が無理な場合は、再検討して村民にお諮りしていく考えである。

### 行革作業を速急に進め 将来図を示されないか

**問** 行革審は、昭和六十年から今回で三回目の設置であり、同じ提言も多い。年度中と言わず速急に作業を進め将来図を示されないか。

**村長** 四月に庁内プロジェクトチームを設置して検討し、既に予算化しているものがある。内容についても早い機会に座談会を通じて周知したい。

### 大きな事業は事前に周知し 反応をつかむべきでないか

**問** 村民は、事業へ取りかかっから、あるいは完成後に知ることが多い。

議会で議決された後に村民から異論が出るとなれば、村・議会と



もに問われる。特に大きな事業は村民に事前に周知し、反応をみて実施すべきでないか。

**村長** 住民に事前に周知すること、財源が決まっていないことや議会へ提示する前の周知となり、課題がある。当面は村広報や座談会等で周知するよう努めたい。

### 第三セクター事務への 村職員の間与は

**問** 村職員が会社事務にタッチしていると聞くがどうか。

**村長** 第三セクターは、村が筆頭株主で施設も村のものであり、事務的なものでなく、経営への提言助言を私の指示の下でやらせている。

**再質** 事務以外のタッチは、公務員法との関係で法に抵触しないのか。

また、その職員は、村条例・規則では産業振興課職員と思うがどうか。

**村長** 会社から書類が私に来た時その職員から意見をつけて供覧してもらっている。これは法には抵触しないと思っている。

また、事務分掌は定めてないが私の特命の指示のもとで収入役室長にやらせている。

### 他の質問項目

- ・ 村工事入札について
- ・ 合併浄化槽工事について



遠くに鳥海山を望む  
(栗駒山荘)



昨年秋の水源地視察  
(沼又)

### 他の質問項目

- ・合併処理浄化槽問題について
- ・村道宮田・上林線について
- ・村内生活道路の改良について

**問** 村では「行政改革審議会」を設置し、三月には答申が提出されてその内容の一部は議会にも資料として提出されている。

十七項目にわたって、行政・議会に対する意見や要望が掲げられているが、この意見・要望を、村が示した行政改革大綱や行政改革推進方針と、どのようにすり合わせをして取り組んでいくのか。

**村長** 行政改革審議会には、短期間に内容の濃い答申をいただいております、その内容も検討している。

これから自立に向けた村づくり計画を進めていくわけだが、計画の中で課題となっているのは、国の財政計画の明示がなされていない中で、苦慮しているところである。

そういった点を十分に考慮しながら、行財政改革と一体的に整合性を取りながら進めていく必要があると考える。

大変難しい問題だが、充分にこの意見を参酌していきたいと思っている。

現在進めている事業の見直しは

**問** 行革審議会の答申には、現在



進行中の事業についても、場合によっては、勇気ある撤退を望むという一文があるが、今進んでいる事業の見直しに対する考えを伺う。

**村長** 後年度に実施して然るべきものについては、当然見直しをしていかなければならないと考えている。

ただし、補助金が既に交付決定なされているというところで事業に着手しているものなどについては速中見直しは無理だと思っているが、このことについても充分、見直すべきは見直ししていかなければならないと思っている。

簡水事業は地元の合意を得て

**問** 十五年度当初予算に計上され

た簡易水道統合事業計画は、水源を擁する岩井川地区住民の充分な合意を得た上で進めるべきではなかったか。

昨年の九月議会、今年の三月議会の全員協議会での説明の折にも、水源地を擁する地区住民の了解をいただかなければという意見が、多く出されている。

今までの経過を含めて、統合計画の進め方、あるいは見直しをしていくのか伺う。

**村長** 簡易水道事業計画だが、沼又水源からの取水に対し理解をいただこう努力したが、岩井川地区住民に対する、説明のための時間的な問題、解釈の違いあるいはその内容の理解の仕方等に不足な部分があつて、結果として充分な理解をいただけなかった。

この現実については、大変重く受け止めなければいけないと思っている。

これまでの経緯もふまえて、総合的な考察を加えて、再度検討を重ねながら、当然皆さん方に、水道計画の見直しについてもお諮りしていかなければならないと思つた。



伊勢谷 政 雄 議員

## 行政改革審議会の意見をどう活かす

村長/充分に検討して参酌したい

佐々木 正 夫 議員

# 徹底した行政改革を

## 村長/思い切った改革を断行



**問** 自主独立の道を模索し厳しい時代を迎えた今、国や県あるいは広域的な市町村とも情報交換をしていくことは思うが、補助金助成金といったものや、これまで慣行的に実施してきた施策や組織会議、さらにはイベントなど、全ての面で行政施策は見直すべきではないか。見解を伺う。

**村長** 従来の市町村行政が、各種制度上、国や県の指導の下で、いわゆる縦割りのであって類似的な施策が極めて多かった。地域に根ざした独自色を発揮できない環境でもあったのではないかと。これからは、厳しく目まぐるしく変化する状況の中にあつては人件費の削減、補助金の削減、組織や体制の見直し、会議のあり方、イベントなど、議員が指摘したように思い切った改革を断行していかなければいけないと思う。

また、住民の理解が得られるよう座談会などで十分な説明、協議をしていきたい。

これからは、一味も一味も違う、思い切った行政改革に取り組んでいかなければ、この厳しい時代は乗り切っていけないと認識している。

### 行政改革と

#### 一役空席について

**問** 行政改革については、我々議会も自らの分野も聖域にしないで定数の見直し等について真剣な取り組みを進める覚悟だが、あわせて、職員等の削減なども必要ではないか。

また、空席となっている助役と収入役についてどのように考えているか伺う。

**村長** 全体的な構想の中で考える、自立計画と合わせて当村独自の



の施策・体制を、職員の削減を言めて検討していきたい。

特別職については、自立の道を模索する中で、いわゆる地方自治体に規定されているとおりでなくともよいのではないかと、全てが一律でなくてもよいのではないかと。いずれ不便をかけることのないよう、一生懸命努力する。

### 環境保全に対する

#### 取り組みは

**問** 村では、平成十二年四月から環境保全条例を施行して、自然環境や生活環境づくりなどに努めることとなっているが、浄化槽事業も開始した現在、その指針となる「環境基本計画」の進捗状況を伺う。

**村長** 環境基本計画については、計画作成調査員を、平成十二年度から委嘱して、週二日のペースで計画の案の作成をしていただいている。

計画の目標としては、①自然と人間が共存できる村づくり②環境への負荷の少ない環境型生活環境の確保による村づくり③環境保全に向けての主体の参加による村づくり④環境保全のための教育、学習、広報などによる村づくり。この四つの目標環境像を設定して進めていきたい。

### 他の質問項目

・多目的グラウンドの内容について



ホタルは清らかな水に…森の仙人学校（間木）

# 行政報告



村長

## 村の自立計画策定に着手

▼市町村合併について、三月二十日に湯沢市と増田町に対し「法定期限内に合併を目指した協議会への参加はできない」と回答。

▼去る五月二十六日発生の三陸南地震では、即時に事務室に残っていた住民生活課職員を中心に、災害対策初動マニュアルに基づき情報収集を行なった。発生直後に国道等のパトロールを行ない、特別な異常がないことを確認した。

▼今年から名称を改めた「成瀬川渓流釣り大会」は、ニジマスとイワナを放流し、六月十五日に、参加者二百二十名で実施された。

▼国道三九七号のドリフト走行対策は、対策工事も発注済み。滑り止め舗装で表面がザラザラした段差舗装となる。



大物はいずこに…

▼村では、4月からプロジェクトチームを設置し、自立に向けた計画づくりの策定作業を実施している。

▼五月九日・十日の降霜により、トマトと葉たばこ一部被害が見られたが、果樹においては被害が少なく、摘果作業も順調に推移している。

▼平成十五年度に計画していた沼又水源地からの取水による統合簡水事業は、取水への協力が困難な状況を重く捉え、再度全体計画を見直す方向で検討を加えている。

の影響と想定される事故がその後発生。一部地域では水道水が若干濁り、五里台地区では配水管破損があったが、迅速に対応した。

## 道徳教育推進事業の公開授業を予定



教育長

▼文部科学省指定の「道徳教育推進事業」について、この2年間取り組んだ研究・実践を公開し、県内外に発信することになる。授業等の公開は10月19日を予定している。

▼旧椿川小学校を改修し、地域間交流施設「まるごと自然館」（仮称）として活用したく、経費を補正予算に計上している。この施設は、交流室・体験学習室・展示室等を備えたもので、椿川地区の公民館的な機能をも有する施設となる。

▼村道宮田上林線の新設に伴う学校給食センターの移転については、村内の既存公共施設を活用していく計画。ジュネス栗駒スキー場の「ジョリフェーム」に増改築を施し、平成16年4月からの本格稼働を目指して今年度内に整備したい。

▼秋田県が支援していた昨年度までの「ふるさと子どもドリーム支援事業」が「ドリームプロジェクト支援事業」に変更され、中学校がこの事業を利用して教育活動を行なう予定になっている。

# スポット

こんな

## 質疑

# がありました

七億六千五百万円余りを追加する

一般会計補正予算は満場一致で原案可決

「歳出」に対する主な質疑

ダム補償費の使い道は

**伊勢谷政雄議員** 用地買収や立木補償費などで四億円以上が村に入るわけだが、その使用目的などはどう考えているのか。

**村長** 合併処理浄化槽工事等の環境整備や、山林整備等により水などの環境を守る経費に充当したいと基本的には考えている。

利雪施設工事費の追加は

**高橋健議員** ジュネス交流センターの利雪施設工事費が追加となっているがこの内容は。

**総務課長** 建設予定地の地盤が軟弱なため、パイルの打ち込みが必要なことが判明しそれによる増額となったものである。

公有財産購入費の内訳は

**佐々木健夫議員** 多目的グラウンド用地の総面積とその単価は。

**教育委員会総務課長** 面積は田が一万五千二十三平方メートル。畑が百六十九平方メートル。単価は一平方メートル当たり、田が二千元。畑が八百円である。

観光予算の工事費増は

**高橋健議員** 本工事費が追加となっているが、この内容は。

**総務課長** ジュネス栗駒スキー場の第2クワッドリフト減速機のオーパーホールと栗駒山荘厨房の外壁及び室内機の交換である。

減速機については稼動時間が一万時間を越えたため、事前に整備をしてシーズン途中でのトラブルを防ぐためであり、栗駒山荘については雪や硫黄等の被害によるもので、昨年までは補修対応してきたが今回は交換が必要となった。



万全な整備でシーズンに備える



多目的グラウンド用地

## 設計監理の委託の方法は

**佐々木健夫議員** 地域間交流施設整備事業で四百二十万円余り、給食施設整備で五百万円近い委託料が予算計上されているが、この設計委託そのものが入札の形で行われているのか、或いは随意契約か。  
**総務課長** 今年度からは予定価格を全部公表しており、それに基づいた積算内容を見て、随意契約または見積もり入札を実施している。

## 雪冷房施設と既存施設の

### 活用の取り組みは

**伊勢谷政雄議員** ホテルの入り込み客が伸び悩んでいる状況の中で新しい施設を造って、有効活用ができるのか。今ある施設をどのようにして活用していくのか、今後の取り組みを伺いたい。

**総務課長** 今回、雪貯蔵庫の上に五十四畳の休憩室を造り、今までホテルでご不便をおかけしていた日帰りのお客さんにも有効利用していただけのもと考えている。

また、いままでは冷房がなかったジュネス・ワンには雪を利用した冷房設備を導入し、カラオケルームの向かいにはトイレを設置するなどして快適に利用できる施設整備とし、利用客の増加を図りたい。



雪冷房により夏も快適に（ジュネスワン）

# 村議会議員による村内視察を実施



滝ノ沢内堰取水口の視察

議会では六月四日、総務、産業振興、建設課長等の同行のもと村内の現地視察を実施した。

今年度からは、村当局と議会が一括で要望事項をとりまとめだが、各地区からは新規が十三件、継続が四十五件合計で五十八件の提出があった。

視察当日はこのうち、主に緊急性の高いものと新規要望箇所を重点として、各地区の役員の方々に現地案内や状況説明などに立ち会っていただき、現地の実態や要望の内容を確認した。

議会では村当局と協議のもと、早期の事業採択に向けて、関係機関への要請などの働きかけをして行くことになっている。

各要望事項に対する村の回答等については、村広報七月号をご覧下さい。



田子内大沢川の視察



## 自然の音が聞こえる…

すずこやの森にて  
水源の森体験教室（東成瀬小学校 6年生）

四季の ONE  
SHOT

## 編集室

- ▼早朝より道の草刈り。朝露にぬれた雑草を、刈払機の音も軽やかに手際よく刈り取る。時代が変わったとはいえ、振替申請同様に集落の共同作業である。そんなときに森林支援交付金、作業道の補修、歩道の草刈り、境界の芝刈り・確認。使い道いろいろ、何ともありがたい制度である。
- ▼森林は、治山・治水。水資源の確保等公益機能を有している。交付金を有効に活用したいものだ。
- ▼イチゴの収穫が終了頃になると、トマト、インゲンの出荷が始まる。農家の苦勞と喜びが一緒に。一戸でも多く、一株でも多く、それが所得の向上につながる。つながるようにしなければいけない。
- ▼議員の定数は十四名。議会の改革もはじまり、定数見直しに向けて検討中である。
- ▼新メンバーで議会だよりをお届けすることとなりました。ご意見やご感想を編集委員にお寄せ下さい。  
(委員長・高橋 健)

■発行/東成瀬村議会 ■編集/議会広報対策特別委員会  
〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1  
TEL.0182-47-3411 FAX.0182-47-3260  
E-mail:gikai@vill.higashinaruse.akita.jp

■印刷/株式会社増田印刷所

# 私もひとこと



手倉  
菅原 咲子  
さん

「はじめての1歩」

「男女共同参画社会」最近よく目にする言葉です。さて、これはどのような社会を指しているのでしょうか。

調べたところ、「男女が社会の対等な構成員として自らの意見によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会」だそうです。

では、男性・女性が社会の対等な構成員であるとはどのようなことなのでしょう。私は男性と女性ということ、さらに身近な事としてとらえたいと考えます。なぜなら、日常生活のいたるところに「男だから」とか「女だから」といった性のあるべき姿が浸透しているように思うからです。

例えば、女の子には赤い服、男の子には青い服。他にも公衆トイレでは女性用を示すのに赤やピンクを使い、男性用を示すのには青が使われていたり……。知らず知らずのうちに性の理想像が当たり前になっているのです。

普段、何気なく見過ごしている何かをこのような視点で見ると「当たり前の変」を発見できるのではないのでしょうか。